

成田市職員の定年等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号。以下「条例」という。）第13条、第14条第1項及び第15条並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項、第7項、第8項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項、第19項、第36項及び第38項の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第2条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同項に規定する異動期間をいう。）が延長された管理監督職（条例第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(定年前再任用の原則)

第3条 条例第13条又は第14条第1項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 条例第13条に規定する年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者の同意)

第4条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第5条 条例第13条及び第14条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職)

第6条 令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧条例定年（同項に規定する旧条例定年をいう。以下同じ。）に準じた年齢）を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（条例第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務している職員又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは令和4年改正条例附則第2項の規定により勤務している職員が占める職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職を除く。）

(令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職員)

第7条 令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職員は、前条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合にあっては、旧条例定年に準じた年齢）に達している職員とする。

(令和4年改正条例附則第7項、第8項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項及び第19項の規則で定める情報)

第8条 令和4年改正条例附則第7項、第8項、第12項、第13項、第15項、第16項、第18項及び第19項の規則で定める情報については、第5条の規定を準用する。

(令和4年改正条例附則第36項の規則で定める短時間勤務の職)

第9条 令和4年改正条例附則第36項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和4年改正条例附則第16項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和4年改正条例附則第36項の規則で定める者)

第10条 令和4年改正条例附則第36項の規則で定める者は、前条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

(令和4年改正条例附則第36項の規則で定める定年前提任用短時間勤務職員)

第11条 令和4年改正条例附則第36項の規則で定める定年前提任用短時間勤務職員は、第9条に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前提任用短時間勤務職員とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。